

平成27年瑞穂町教育委員会第11回定例会 会議録

平成27年11月26日瑞穂町教育委員会第11回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 森田 義男 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 滝澤 福一 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 福井 啓文 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第40号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について
(瑞穂町体育施設条例)

日程第4	議案第41号	平成27年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第5	協議事項1	平成28年度一般会計教育費予算の編成について
日程第6	報告事項1	平成27年度公共施設耐震診断結果について（瑞穂武道館）
日程第7	報告事項2	瑞穂町自然保護等指針について

開会 午前9時00分

滝澤委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年瑞穂町教育委員会第11回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年瑞穂町教育委員会第11回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

滝澤委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、戸田委員を指名いたします。

滝澤委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

滝澤委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

滝澤委員長 ご質問もないようです、以上で業務報告は終了いたします。

滝澤委員長 日程第3、議案第40号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町体育施設条例）について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第40号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町体育施設条例）について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 説明いたします。

体育施設の使用料等の改定と条例中の文言を整理するために、条例の全部改正を行うものです。

主な改正の趣旨を2点、申し上げます。

1点目ですが、使用料の有料化でございます。

町では主に個人が利用する図書館、郷土資料館、公園などの公共施設は、使用料を徴取していません。一方、一般的に団体が利用する施設は、受益者負担の原則により、施設の維持管理費の一部として使用料として徴収しています。

このように、団体による公共施設の利用は、原則、有料であることから、現在、使用料を無料としている体育施設について、有料化するものです。

なお、減免規定を条例に定めることで、当面の間、団体利用の場合には、新規条例施行後も現行と同様に、原則、使用料は免除となります。

2点目ですが、使用料の改定です。

使用料は長期にわたり据え置かれていましたが、社会状況の変化を踏まえ、体育施設を使う人と使わない人との均衡を考慮すると同時に、受益者負担の適正化を図るために改定を行うものです。

では、条文内容について説明させていただきます。

第1条は、体育施設の設置について定めるものです。第2条は、施設名称及び位置を定めるものです。第3条は、施設管理を教育委員会が行うことを定めています。

1枚おめくりください。

第4条は、開場時間等、第5条は、休場日について、これまで規則で定めていたものを、条例で規定するものです。第6条は、使用の承認について、第7条は、使用の制限について、第8条は、使用料について、それぞれ定めています。第9条、使用料の減免については、これまで規則で定めていたものを、条例で規定するものです。第10条は、使用料の返還について、第11条は、目的外使用の禁止等について、第12条は、権利の譲渡等の禁止について、第13条は、使用の承認の取消し等について、第14条は、設備の変更の禁止について、それぞれ定めています。

1枚おめくりください。

第15条は、行為の制限について、第16条は、原状回復の義務について、第17条は、損害賠償の義務について、第18条は、免責について、第19条は、委任について、それぞれ定めています。

次に、附則ですが、第1項は条例施行日を平成28年4月1日とするものです。第2項は、経過措置として、体育施設の使用申請が使用月の2か月前より行えることから、第8条の規定を平成28年6月1日以降の利用者から適用することを定めたものです。第3項は、経過措置を定めたものです。

1枚おめくりください。

左のページ、別表第1 第2条関係では、施設の名称及び位置を定めています。右のページ、別表第2 第4条関係では、施設ごとの開場時間及び使用区分を定めています。

3枚おめくりください。

別表第3 第8条関係では、各施設の使用料を定めています。

説明は以上です。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員 1点目として、条例改正の内容について、受益者負担の適正化が原則であることはわかります。予算編成に出てくる、受益者負担の適正化の文言に関連しているものなのか。また、審議会などの開催を行っていると思われるが、内部の協議によるものなのか、それとも外部の審議会によるものなのか、をお聞きしたい。

2点目として、8条と9条に使用料と使用料の減免について記載されているが、納めなくてもよい団体等や条件はあるのでしょうか。

社会教育課長 受益者負担について、2点変更点があります。町の他の条例に合わせ、体育施設料を無料から有料にすることが1点目。町民の方に対し無料であったものを有料にし、受益者負担の原則にするものです。使用料の減免等については、公的機関は100%減免になります。また公共的団体については減免措置に該当する団体もあります。なお、体育施設は全て減免になります。8条に記載されている「委員会が特別の理由がある時」とは、町の行事として行われるもの、例えば水泳大会などは無料になります。

森田委員 無料を有料にして、他の施設との整合性を図る方向性を決めたのは、外部の審議会に諮問等をした結果でしょうか。それとも内部の協議ででしょうか。ここまで体育施設が無料とされてきたのには、歴史的な経緯があるかと思われます。他の施設との均衡だけでしょうか。

また、主催事業や体育協会加盟団体が該当するものと思われませんが、具体的な団体などを条例内に規定するものではないでしょうか。どのケースが該当するのかなど分からない。町民が分かりにくい条例は、不親切かと思われませんが。

社会教育課長 施設使用料適正化委員会で検討した結果になります。また、これまでの経緯については、分かりかねます。

森田委員 個人的な意見ですが、こういったものは外部の意見を聞いて決めていくほうが良いのではと感じています。また、分かりやすくしていくことも必要ではないかと。

関谷委員 生涯学習団体などは減免となるようですが、中には施設を使用していない人から不公平感の声が上がるかもしれない。文化の向上や啓蒙のため施設を利用してもらうように促し、そのことを前面に出し、使用する人がやりやすい環境になるようにしていただきたい。

教育長 生涯学習団体は減免対象になります。ただし、団体登録をしていないなどの団体については、原則有料になります。ぜひ、生涯学習団体へ登録していただくことで減免利用できることを促していきたい。参加することでサービスや恩恵を受けるものと考えています。

戸田委員 利用形態として、団体以外に個人の方が使われているケースはあるのでしょうか。

社会教育課長 体育館については団体利用が主になります。個人の利用として主なものは、テニスコートになります。ただし、5名以上の団体で生涯学習団体への登録をしていただければ、減免対象になります。

戸田委員 個人利用については、今回の改正では影響はないのでしょうか。

社会教育課長 影響はありません。

関谷委員 目的外使用や譲渡などを防止する抑制効果が図られると思います。このようにきちんと整理することは必要だと思います。

教育部長 他の施設の条例には無料の文言がありません。今回、「無料」の言葉と「町民」「在勤」の言葉を削りました。この2点が大きな修正点になります。他の条例との照合を行いました。また、規則で詳細な部分を精査し記載していきます。全体的に将来はある程度の受益者負担をしていただくようになる方向性になると思います。

森田委員 体育施設の利用が、今まで無料であった歴史的経緯が分かれば教えていただきたい。

教育部長 確実なものは分かりかねますが、町におけるスポーツの啓発が要因していたのではないかと推測されます。その後生涯学習（団体）に関する施策へと繋がっていったのではないかと。以前の長期総合計画に「走れ みずほ」という標語もありましたので、定かではありませんが、現在まで無料化されてきた歴史的背景についてになります。

滝澤委員長 他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。これより議案第40号に対する討論を行います。
（「討論なし」との発言）

滝澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第40号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」との発言）

滝澤委員長 異議なしと認め、議案第40号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、議案第41号、平成27年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、平成27年度一般会計補正予算（第3号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育部長に説明させます。

教育部長 詳細について説明いたします。1ページおめくりください。
まず、歳入ですが、科目名称と増額理由を説明いたします。
ナンバー1、「四小除湿温度保持機能復旧工事費補助金」は、当該工事の契約差金による減額補正です。
ナンバー2、「公立学校校庭芝生化工事補助金」は、一小の校庭芝生化工事の契約差金による減額補正です。
裏面をご覧ください。歳出になります。科目名称と増減理由を説明いたします。
ナンバー1「羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金」は、羽村市・瑞穂町の児童・生徒数の確定に伴い、負担割

合が決定したことから増額補正します。

ナンバー2「コンピュータ等一式」は、小・中学校の校務用コンピュータ等の買替に伴う契約差金を減額補正します。

ナンバー3「学校施設清掃委託料」は、ナンバー10の同じ名称の委託料へ費用の組替を行うために減額補正します。

ナンバー4からナンバー7は、それぞれの工事の契約差金を減額補正します。

ナンバー8「臨海学校指導員謝礼」は、実績に基づき減額補正します。

ナンバー9「修繕料」は、7月に発生した落雷被害の修繕費用を増額補正します。

ナンバー10「学校施設清掃委託料」は、ナンバー3でご説明した委託料の組替に伴い増額補正するものです。

ナンバー11「修繕料」は、幼稚園保護者補助金支払システムのサーバの修繕を行うため、増額補正します。

ナンバー12「消化剤詰替」は、いたずらによる消火器の消化剤の詰替を行うため、増額補正します。

ナンバー13「郷土資料館指定管理委託料」は、7月から「けやき館」の夜間開館を行っていますが、施設の運用変更に伴う光熱水費の増加に伴い、増額補正します。

ナンバー14「修繕料」は、図書館の空調機老朽化に伴う修繕を行うため、増額補正します。

ナンバー15「修繕料」は、7月に発生した落雷による元狭山ふるさと思い出館の換気扇の修繕費用を増額補正します。

ナンバー16「スポーツ推進委員活動費」は、活動日数増加により増額補正します。

ナンバー17「光熱水費」は、体育施設の実績に基づき増額補正します。

ナンバー18「武道館耐震診断調査等委託料」は、委託契約の契約差金を減額補正します。

説明は以上でございます。

- 滝澤委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。
- 森田委員 契約差金について、予算内で契約に至ったことはよろしいことかと思えます。契約差金については、全国的な労働者賃金の高止まりが影響しているのか、分かる範囲で教えていただきたい。
- 教育課長 工事案件に関する労働者賃金の高止まりは確かにあります。工事等を積算するにあたり、国等からの賃金上昇率等の情報を得て、当初予算に反映しています。差金についてはその影響もあろうかと思えます。ただし、そのことで、入札自体への影響はないものと考えますが、労働者が確保できないため、応札しない業者があるなどの影響は、いまだにあるものと考えます。
- 関谷委員 ナンバー13の郷土資料館指定管理者委託料に関連して、入場者数増の実績を教えてください。
- 図書館長 一日あたり20名の増加になっています。それ以外に会議室の利用も増加しています。開館時間延長の理由の一つとして、耕心館が午後9時まで開館していることとの相乗効果を狙ったものです。夜に開館している資料館は他にあまりなく、来館者の声を反映したものでもあります。これからも来館者数の把握を行っていきます。
- 教育長 工事に関連した入札について、設計等は適切にしており、その点においては問題はありません。労働者の確保の点からしますと、年度初めは人数が確保されており応札をしていただけますが、年度末になるにしたがい、応札していただけない状況は見受けられます。中央体育館耐震改修工事においては、1回目の入札で不調に終わりました。11月27日（金）に2回目の入札が行われますが、状況は厳しいものと考えています。繰り返しますが、金額面でなく労働力不足が大きな要因となっています。
- また、資料館に関連して、先週日曜日（11月22日）に行われました郷土資料館「けやき館」一周年記念式典及びイベントは、盛大に行われました。指定管理委託料の増額については、開館前の比較できるものではなく、この時点で再計算したものになります。開館時間及び開館日の増加による効果は、図書館長が話したとおりになります。

関谷委員 夜まで開館しているから集客があるのだということを前面にPRしてみてください。

図書館長 企画展やナイトトークなどの夜間の企画などを今後も実施し、夜間に開館している資料館が根付くことを目指していきます。

森田委員 消火剤詰替について、御嶽神社のみであり、道路脇などに設置してあるものへのいたずらは無かったということでしょうか。

図書館長 御嶽神社に設置されている消火器は、文化財を守るために設置してるものになり、図書館の所管となります。その他道路脇等に設置してあるものは、主に地域課所管のものになります。

滝澤委員長 他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。これより議案第41号に対する討論を行います。
（「討論なし」との発言）

滝澤委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第41号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」との発言）

滝澤委員長 異議なしと認め、議案第41号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第5、協議事項1、平成28年度一般会計教育費予算の編成について、教育長より説明を求めます。

教育長 平成28年度一般会計教育費予算を編成する必要があるため協議するものです。詳細につきましては、教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。
「平成28年度予算編成方針について」をご覧ください。
平成28年度予算編成方針が11月2日に示されましたが、教育委員会関連の部分を抜粋したものが、この文書になります。

では、概要を説明させていただきます。

方針は、1 はじめに から 2 国の経済の動きなど、5つの項目に区分されていますが、主な項目について説明させていただきます。

まず、1 はじめに、に記されている内容です。

「日本の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いています。町における町税収入も法人町民税の回復基調が継続していますが、今後は新庁舎建設、公共施設の大規模修繕、社会保障関連経費の増加等、当面厳しい財政状況が続くと考えられます。平成28年度の予算編成は、限りある財源をどのように配分すれば最も効果があるのか、政策の優先順位を明確にするとともに、既存の施策及び事務事業を執行手段も含めて再度徹底的に見直し、改革することを基本として、予算編成に当たることを指示します。」とされています。

それでは、教育費に関連する予算編成にあたり、基本的視点、重点施策について申し上げます。

1 ページ、おめくりください、右側のページをご覧ください。

町では第4次瑞穂町長期総合計画に基づき事業を推進しているところですが、教育委員会の施策は、計画の「豊かな心を育むまち」と「一人ひとりが生涯輝けるまち」という項目に方針が記されていますので、平成28年度の予算編成方針も、その区分に従い示されています。

まず、ローマ数字の3 豊かな心を育むまち をご覧ください。

5つの項目に分かれていますが、平成27年度の方針にはない、平成28年度に新たに示された内容について説明させていただきます。

まず、(2)です。小中学校で行われている町の独自施策についての記述ですが、中段あたりにある

「小学6年生を対象としたフューチャースクール」が新たに加えられました。

次に（4）になります。校庭芝生化工事についての記述です。

ここでは「第四小学校の校庭芝生化工事を実施するとともに、第二中学校についても設計を実施すること。」という内容が追加されました。

次に（5）になりますが、小中学校のハード事業に関する記述です。

「第二小学校及び瑞穂中学校の除湿温度保持機能復旧事業について、設計を実施すること。」という内容が追加されました。

続いて、ローマ数字の4 一人ひとりが生涯輝けるまち をご覧ください。ここにも5つの基本方針が記されています。

- （1）では、郷土資料館「けやき館」の運営内容の充実と、耕心館との事業の一体化が示されています。
- （2）では、地方版総合戦略に基づく、ふるさとづくり推進事業の推進が示されています。
- （3）では、スポーツ・レクリエーション推進計画に基づく、効果的、計画的な推進が示されています。
- （4）は、図書館に関する記述ですが、利用者の方々の利便性の向上と、老朽化した施設の改修とともに、図書館のあり方の検討が示されています。
- （5）では、平成27年度に行った武道館の耐震診断の結果を踏まえた、施設改修の実施が示されています。

1ページ、おめくりください。

上から4行目、ローマ数字の6 人がつながる温かいまち をご覧ください。ここにも4つの基本方針が記されていますが、（3）に、姉妹都市であるモーガンヒル市との交流の推進が示されています。

以上が予算編成に当たっての、主な教育費関連の基本的視点や重点施策ですが、この趣旨を踏まえ
予算積算にあたってまいります。

説明は以上でございます。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員

1点目として、ローマ数字の4（2）ふるさとづくり推進事業について、具体的に教えてほしい。

2点目として、ローマ数字の4（4）学校施設などの老朽化に伴う改修整備には多大な費用がかかるものがあると思います。今後の計画などありましたら、教えてほしい。

図書館長

1点目についてですが、平成27年度既に開始している事業になります。定住、自然、歴史、観光などの項目があり、図書館では、自然と歴史について受け持っています。自然については、狭山丘陵など自然豊かな場所の基礎調査を行っていきます。歴史については、教則本の刊行へ向けて動いています。また、教則本を活用し、「瑞穂検定マイスター」など、新たな展開も模索しています。

教育長

2点目についてですが、図書館と中央体育館などは耐震診断調査を行い、図書館は建替えの必要なしとの結果が出ました。以前郷土資料館として活用していた3階部分の機能面も含め改修することをベースに、再配置を考えていきます。教育施設の瑞穂武道館は耐震強度不足となり、補強工事を行う予定です。また中央体育館も同様です。内容的には、建物改修を優先的に行っていく予定です。また、スカイホールについては、内外の改修工事は済んでおり、当面大きな改修等はありません。

学校施設においては、二小と瑞中の個別空調化工事を平成29年度の施行を目指しています。防衛省からの補助もありますが、単費分も大きなウエイトを占めてきます。前述しました社会教育施設などとの調整を図り、計画的に執行していきます。以上が大きな方針となります。

森田委員

今後、教育委員会全体での方針を決めていただければと思います。

関谷委員 図書館の利用者の利便性についてですが、3階は手狭で改修などには一工夫必要かと思われます。駅舎は立派であるが、各施設への利便性を図れるととの言葉を耳にすることがあります。町として、立地条件や利便性を考慮した図書館のあり方を計画してほしい。

図書館長 駅西地区への図書館機能の移転については、第4次瑞穂町長期総合計画や現在策定中の後期基本計画にも記載される予定で動いています。駅前に立地する場合の条件や事例など、今後も情報収集に努めていきます。

森田委員 まちの中央に一つか分散型かの双方の考え方があってと思います。先日、小布施に行ってきました。そこでは、まち全体が図書館でした。駄菓子屋にも図書が並び、町全体どこへ行っても図書館機能があるところでした。

戸田委員 特別支援教育の今後の予定について教えてください。

指導課長 東京都の方針としまして、在籍校で特別支援を受けられるよう平成30年度までに全ての小学校に特別支援教室を設置することとしています。町の現状としましては、一小、三小、四小に通級指導学級を設置していますが、今後、検討委員会を立ち上げ、平成29年度または平成30年度には小学校に特別支援教室を設置する予定です。子どもが学級に通うのではなく、先生が各学級を巡回し指導を受けることとなります。なお、通級はそのまま残る形になります。

滝澤委員長 他にないようですので、協議を終結いたします。これよりお諮りします。協議事項1については、原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

異議なしと認め、協議事項1については原案どおり承認しました。つづきまして、日程第6、報告事項1、平成27年度公共施設耐震診断結果(瑞穂武道館)について、教育長より説明を求めます。

教育長 上記について、別紙のとおり平成27年度公共施設耐震診断結果について報告します。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課長 瑞穂町では、平成27年度公共施設耐震診断を産業会館と瑞穂武道館の2施設実施いたしました。そのうちの瑞穂武道館についてご報告いたします。

1の概要ですが、瑞穂武道館について、構造体の耐震性能を把握するために現地調査を行い、結果に基づき耐震診断を実施いたしました。

2の施設概要及び調査期間です。建築年度は、昭和53年建築。延床面積は558.20㎡、構造は鉄骨造、平屋建てです。調査期間につきましては、平成27年6月8日から平成27年11月10日まででございます。

3の耐震診断数値です。Is値が0.6以上であれば、震度6から7の地震が発生した場合でも「倒壊、又は崩壊する危険性が低い」とされていますが、武道館は文教施設であるため、0.75と設定されています。

4の耐震診断結果ですが、X方向が0.498、Y方向が0.451で判定結果は共にNGとの結果です。

5の今後の対応ですが、平成27年11月20日に庁議に報告いたしました。平成27年12月3日に議会全員協議会で報告する予定となっています。改修工事につきましては、平成28年度を予定しています。

以上、説明とさせていただきます。

滝澤委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項1を承認いたします。

滝澤委員長 次に日程第7、報告事項2、瑞穂町自然保護等指針について、教育長より説明を求めます。

教育長 上記について、別紙のとおり瑞穂町自然保護等指針について報告します。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

図書館長 はじめに経緯・目的です。

記載のとおりであります。これまで町は様々な自然や動植物に関する施策を行ってきました。マスコミ等

に取り上げられるような町オリジナルの先進的な施策もたくさんあります。しかし、それぞれの部署において個々に事業化され、自然保護や景観施策に対する施策の体系的な整理が行われていないのが現状です。

「瑞穂町自然保護等指針」は、在来の自然環境を保全するため、体系的に整理し、事業を推進していくものです。

合わせて、アンネのバラに代表される象徴的植物や各種記念樹の植樹を通して、町の個性を引き出す都市景観の形成を総合的に進めます。

恐れ入りますが、お配りいたしました指針の2・3ページ、A3版のページをお開きください。

左ページのように、大きく分けて2つの分野、上段の「旧来の自然環境保全施策」と下段の「都市景観の創造」の2つに分かれ、各課で様々な施策を展開してきました。

しかし、右側のように、これらは個々それぞれがバラバラで動いているのではなく、関連し合っているという意識の醸成と、行く先にある「快適で潤いのあるまち」の目的達成であるということを表現しました。

次に指針の推進体系です。

個々の施策は、従来どおりの部署が所掌します。また、各年度の進捗管理は、教育部図書館文化財担当が行います。

各課所管の主な個別施策ですが、記載のとおりですが、詳しくはお配りした資料の4ページ以降をご覧ください。

最後に今後の予定です。

12月16日の全員協議会にて報告します。また、2月からは自然分野を専門とする学芸員が配属する予定であり、けやき館の自然部門と現在進行しているふるさとづくり推進事業、そして本指針を強固に繋いでいけるものと期待しています。

以上、説明とさせていただきます。

滝澤委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。報告事項2を承認いたします。

滝澤委員長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成27年瑞穂町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前10時10分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員